

外国為替令 別表 項目別対比表（該非判定用）

技術概要：

©CISTEC

2013.10.15

(1 / 1)

6 - (3) 数値制御装置又はコーティング装置の使用に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの (2の項の中欄に掲げるものを除く。)	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第18条 [第3項] 外為令別表の6の項(3)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
一 数値制御装置として機能することを可能にするためのプログラムであつて、 輪郭制御をすることができる軸数が5以上のもの	【 】 []		数値 ()
【解釈】 貨物等省令第18条第3項第一号のプログラム 次のいずれかに該当するものを除く。	《 》] 除外	
イ 貨物等省令第5条第二号、第三号又は第五号までのいずれにも該当しない工作機械の操作のために特別に設計され、又は変更されたもの	〈 〉		
ロ 貨物等省令第5条第二号、第三号又は第五号までのいずれにも該当しない工作機械とともに輸出され、かつ、当該工作機械の操作のために必要最小限のもの	〈 〉		
又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）	[]		
二 数値制御装置の中でパートプログラムの準備又は修正を行うためのインタラクティブコンピュータグラフィックスの設計に係る技術（プログラムを除く。）	【 】		
三 数値制御装置に与えられた設計データを工作機械に対する命令に変換するプログラムの設計に係る技術（プログラムを除く。）	【 】		
四 意思決定を支援するエキスパートシステムを数値制御装置に組み込むためのプログラムの設計に係る技術（プログラムを除く。）	【 】		
五 別表第3の第2欄に掲げるコーティング方法を用いる非電子的基板用コーティング技術であつて、同表の第3欄に掲げる基材に 対して行う同表の第4欄に掲げるコーティングに係るもの（プログラムを除く。）	【 】	→別表第3 第2欄 第3欄 第4欄	第2欄 () 第3欄 () 第4欄 ()

判定結果	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
該当項番	
① 外為令別表の項番 []	
② 貨物等省令の条項号等の番号等 []	
[]	

作成責任者：（作成年月日： 年 月 日）
会 社 名 _____
所 属 ・ 役 職 _____
(フリガナ)
氏 名 _____ 印
電 話 _____